

一関市国民健康保険運営協議会 次第

日時 令和5年11月16日(木) 午後1時～2時

場所 一関市役所議員全員協議会室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 諮 問

4 会長あいさつ

5 会議録署名委員の指名

6 議 事

諮問第1号 一関市国民健康保険税条例の一部改正について

【資料1-1、1-2】

7 答 申

8 その他

9 閉 会

一関市国民健康保険運営協議会委員名簿

(任期：令和4年8月1日～令和7年7月31日)

委員選任区分	氏名	性別	所属等	委員就任日	新再	備考
	千葉 哲夫					
	千葉 真美子					
	柄澤 恵子					
	小野寺 伸公					
	寺崎 公二					
	杉内 登					
	吉原 あつし					
	小笠原 慈夫					
	岩本 孝彦					
	小野寺 ヨシ子					
	千葉 賢一					
	千田 麗子					
	三浦 友美					
	藤島 淳					
	小枝指 重夫					

写

国年第 07014 号

一関市国民健康保険運営協議会

会長 岩本孝彦様

一関市国民健康保険事業の運営に関し、下記事項について諮詢します。

記

諮詢第 1 号 一関市国民健康保険税条例の一部改正について

令和 5 年 11 月 16 日

一関市長 佐藤 善仁

【諮詢第1号】

一関市国民健康保険条例の一部改正について

一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

一関市国民健康保険税条例（平成20年一関市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(国民健康保険税の減額) 第21条 [略] 2 [略]	(国民健康保険税の減額) 第21条 [略] 2 [略] 3 <u>国民健康保険税の納稅義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納稅義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u> (1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> (2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> (3) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の</u>

所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

(特例対象被保険者等に係る申告)

第22条の2 [略]

(特例対象被保険者等に係る申告)

第22条の2 [略]

(出産被保険者に係る届出)

第22条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
(3) 出産の予定日
(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

	<p>2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 出産の予定日を明らかにできる書類</p> <p>(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにできる書類</p> <p>(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにできる書類</p> <p>3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、市長は、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の一関市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

		件名	一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について			
	【要　　旨】					
	地方税法の改正に伴い、国民健康保険の被保険者が出産する場合に、当該者につき算定した国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額する規定を追加するなど、所要の改正をしようとするもの					
	【内　　容】					
諮詢 問 内 容	1 概要					
	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）が令和5年5月19日に公布され、同法による地方税法の一部改正において、国民健康保険の被保険者が出産する場合に、当該者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額を減額する制度が創設された（施行期日：令和6年1月1日）ことから、地方税法施行令で定める基準により、市国民健康保険税条例を改正する。					
	2 改正内容					
	(1) 出産被保険者に係る国民健康保険税の減額					
	国民健康保険税の被保険者のうち出産する予定の者又は出産した者（以下「出産被保険者」という。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額（当該者の属する世帯が低所得者軽減を受ける世帯である場合は、低所得者軽減により減額された後の額）について、出産の予定日又は出産日の月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合は3月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る額を減額するもの。					
備考	(2) 出産被保険者に係る届出					
	出産被保険者に係る国民健康保険税の減額に関する届出について定めるもの。					
	3 施行期日 令和6年1月1日					
	経過措置として、本改正の規定の適用区分を定める（本改正の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間分のもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。）。					
【課題・問題】						
1 条例改正に伴い、システム改修（見積額 57,200円）が必要となるが、既存予算内で対応する。						
2 減額規定の追加により、国民健康保険税が減少することとなるが、減少分は全額公費（国1/2、県・市1/4）により補填される。国民健康保険特別会計にあっては歳入歳出の総額は変わらないことから、一般会計にあっては予定期数が少ないと見込まれ現計予算で対応可能であることから、いずれも補正予算は計上しない。						
備考						
1 予定期数 令和5年度 6人（令和6年1月1日～3月31日の推計値） 令和6年度 24人 ※令和5年4月～10月の出産育児一時金対象者から積算（1月あたり約2人）						
2 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の改正概要						

(令和5年法律第31号。令和5年5月19日公布、令和6年4月1日施行。ただし、地方税法の改正部分 ((1)(2)の部分) は令和6年1月1日施行)

(1) こども・子育て支援の拡充

- ① 国民健康保険制度、社会保険制度等において支給する出産育児一時金の支給額を引き上げるとともに、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度においても支援する仕組みとする。
- ② 産前産後期間における国民健康保険税を免除し、免除相当額を国・県・市で負担する。

(2) 高齢者医療を全世代で公平に支えあうための高齢者医療制度の見直し

後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率を、後期高齢者と現役世代の負担額の伸び率が同じとなるよう見直すとともに、前期高齢者の医療費に係る保険者間の財政調整制度における、報酬水準による調整の仕組みを導入する。

(3) 医療保険制度の基盤強化等

都道府県医療費適正化計画について、内容の充実と医療費適正化に向けた都道府県の役割及び責務の明確化等を行うとともに、都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を6年と法定化し、医療費適正化などの事項の記載を必須とする。

(4) 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化

かかりつけ医機能について、地域での協議の仕組みを構築し医療・介護の各種計画に反映させるとともに、医療・介護サービスの質の向上を図るため、それぞれの保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとする。

3 関係法令の改正内容

○ 地方税法（令和5年法律第31号による改正後。改正部分は下線の部分）

改正前	改正後
(国民健康保険税の減額) 第703条の5 市町村は、国民健康保険税の納稅義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した第314条の2 第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下この項中山林所得金額の算定について同じ。）及び山林所得金額の合算額が、低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額を超えない場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納稅義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。	(国民健康保険税の減額) 第703条の5 市町村は、国民健康保険税の納稅義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した第314条の2 第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下この項中山林所得金額の算定について同じ。）及び山林所得金額の合算額が、低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額を超えない場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納稅義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。
2 市町村は、国民健康保険税の納稅義務者の	2 市町村は、国民健康保険税の納稅義務者の

<p>属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額を減額するものとする。</p>	<p>属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額を減額するものとする。</p> <p><u>3 市町村は、国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとする。</u></p>
--	---

○ 地方税法施行令（令和5年政令第243号による改正後。改正部分は下線の部分）

改正前	改正後
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第56条の89 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第56条の89 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 法第703条の5第3項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) 減額は、所得割額（納税義務者の世帯に属する出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した国民健康保険の被保険者（以下この号及び次号において「出産被保険者」という。）につき算定した所得割額に限る。同号において同じ。）及び被保険者均等割額（出産被保険者につき算定した被保険者均等割額（第2項に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。同号において同じ。）について行うこと。</p> <p class="list-item-l1">(2) 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る所得割額及び被保険者均等割額のうち、出産被保険者の出産の予定日（総務省令で定める場合には、出産の日）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る額を基準として定めた額とするこ</p>

4 出産時における保険料（税）負担の軽減について（第162回社会保障審議会医療保険部会資料より）

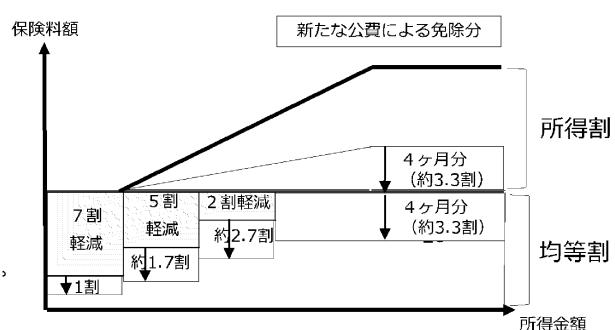
(1) 導入の趣旨

- ・ 国民健康保険制度の保険料は、加入者が等しく負担する均等割と所得に応じて負担する所得割により設定されている。その上で、低所得世帯に対しては、均等割保険料の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられている。
- ・ 子育て世帯の負担軽減、次世帯育成支援等の観点から、国・地方の取組として、国保制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4ヶ月間）の均等割保険料及び所得割保険料を免除する。

(2) 免除のスキーム

- ・ 対象者は、出産する被保険者とする。
- ・ 当該出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4ヶ月分）の均等割保険料と所得割保険料を公費により免除する。
- ・ 令和5年度所要額（公費）4億円（国1/2、県1/4、市1/4）

【イメージ：賦課方法が2方式（均等割、所得割）の場合】



5 産前産後期間の保険税軽減措置の取り扱いについて（厚生労働省保険局国民健康保険課令和5年8月14日付事務連絡抜粋）

- (1) 産前産後の保険料（税）免除措置の範囲については、均等割が、出産する被保険者も含め世帯に属する被保険者数に応じて等しく賦課されること、出産する被保険者は産前産後期間に働くことができなくなり、世帯所得が減少すること等を踏まえ、出産する被保険者の均等割保険料（税）と所得割保険料（税）を対象としています。
- (2) 被用者保険と同様に、出産前6週間及び出産後8週間は、出産する予定の被保険者及び出産した被保険者（以下「出産被保険者等」という。）が、稼得活動に従事できない期間と考え、当該者の産前産後期間に相当する4ヶ月分の所得割保険料及び被保険者均等割保険料を免除することとした。

具体的には、出産の予定日（出産日）が属する月の前月から出産の予定日（出産日）が属する月の翌々月（以下「免除対象月」という。）の計4ヶ月分の保険料を減額することとしており、多胎妊娠・出産の場合は、出産の予定日（出産日）が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間を減額することとしています。

- (3) 産前産後の保険料（税）免除措置における「出産」とは、妊娠85日以上の分娩をいい、死産、流産（人工妊娠中絶を含む。）及び早産の場合も対象となります。
- (4) 産前産後の保険料（税）免除措置の施行は、令和6年1月となるため、令和5年度においては、令和6年1月以降に免除対象月がある場合に免除の対象となります。具体的には、令和5年11月以降に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者から対象となります。

案

令和5年11月16日

一関市長 佐藤 善仁 様

一関市国民健康保険運営協議会

会長 岩本孝彦

答申書

本日諮問のあった下記事項について、本協議会を開催し審議した結果、適當と認め諮問どおり答申いたします。

記

諮問第1号 一関市国民健康保険税条例の一部改正について